

第65回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成22年8月11日（水）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩
7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三
13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 渡邊局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第20号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第21号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

現地調査に引き続き第 6 5 回の農地部会を開催いたします。

そういたしますと、最初に日程 3 の議席の決定ですが、米子市農業委員会農地部会会議規則第 7 条の規定により議席の決定を求めます。

議席の決定は、先ほど行いました抽選のとおりとしたいと思いますですが、これに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議なしと認めます。それでは、議席の番号と氏名を事務局より報告していただきたいと思います。

事務局 (松浦主査)

そういたしますと報告いたします。

議席番号1番 石橋 明広委員、議席番号2番 福田 司委員、議席番号3番 小原 晋輔委員、議席番号4番 高西 史郎委員、議席番号5番 潮 秀男委員、議席番号6番 安田 浩委員、議席番号7番 松原 幹人委員、議席番号8番 隠樹 起委員、議席番号9番 森中 喜輝委員、議席番号10番 角田 忠雄委員、議席番号11番 林原 成子委員、議席番号12番 遠藤 泰三委員、議席番号13番 松林 貢委員、議席番号14番 井田 正委員、議席番号15番 唐来 新市委員、議席番号16番 竹中 忠美委員、議席番号17番 倉敷 敏成委員、以上でございます。

議長（倉敷 敏成委員）

ありがとうございます。

それでは議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷 敏成委員）

それでは、異議なしと認めまして、議席番号1番の石橋委員と議席番号2番の福田委員をお願いいたします。

また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに議案第18号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

番号11の新開2丁目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号11、新開2丁目について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。

本件は、規模拡大のため譲受人が自作地の隣に有る農地を売買により取得しようとするものであり、取得後の経営面積は89aとなります。提出書類等不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

5番（潮委員）

特にこの案件について問題はありません。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号12、両三柳について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号12号、両三柳について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。

本件は、財産分与のため、夫から妻へ農地の持分全部を移転するものであり、取得後の経営面積は43aで変わりはありません。提出書類等不備はございませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ありがとうございます。続きまして、農業委員さん何か報告がございますか。

8番（隠樹委員）

これはご主人の共有持分を、妻に財産分与するものです。許可申請については特に問題ないと思われま

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして番号13号、大崎について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号13号、大崎について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。

本件は、親子間の世帯内における贈与であり、取得後の経営面積は135aで変わりありません。

提出書類等不備はございませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

1番（石橋委員）

13番の農地は父の所有する農地の一つ面積102㎡を同居の息子に贈与するものです。許可要件については特に問題ないと思われま。

議長（倉敷委員）

今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号14の大谷町ですが、この案件につきましては、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、関係者である角田委員さんの退席をお願いします。

（角田委員退席）

議長（倉敷委員）

番号14について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号14号、大谷町について説明いたします。

土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。本件は、農地を効率的に利用するため、譲受人が自作地の隣に有る農地を交換により取得しようとするものであり、取得後の経営面積は52aとなります。提出書類等不備はございませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

5番（潮委員）

これは、角田委員さんに詳しく聞きまして、これも特に問題はないと思われまして。

議長（倉敷委員）

今、事務局説明と地元委員さんの方からの報告がございましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

（角田委員着席）

議長（倉敷 敏成委員）

続きまして議案19号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

始めに番号20の古豊千についてですが、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

9番（森中委員）

今日見て頂いた田んぼの一画地の400㎡に家を建てるために農地転用するという申請ですが、バスの中で説明したとおり現在市内でアパート住まいしておられますが、実家が申請地の集落でございまして、実家の近くに家を建てたいということからの申請でありまして、第1種農地だということもありましたが、不許可の例外として「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するという事で申請されたものです。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今番号20について説明がありましたので、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議なしと認めます。続きまして番号21の福市について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

12番（遠藤委員）

今日3番目に見ていただきました五千石のところでございますが、社会福祉法人が小規模多機能型居宅介護事業所と高齢者専用の有料老人ホームを計画された案件でございます。

前の方は以前に資材置場として転用がなされているものでして、その奥に775㎡求め、合わせて建てられるということです。土地改良区並びに自治会の排水同意も出ておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今番号21について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、番号22の奥谷について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

13番（松林委員）

今日最後に見て頂いたところですが、ここは近所に住宅が出来たときから、田んぼ仕事するときに近隣の承諾を得て窓を閉めてもらったり洗濯物を取り込んでもらったりしないといけないということから、畑に変えてビニールハウスを建てたいと考えられて埋め立てられたということです。お父さんが亡くなられ、息子さんが過去に自分の資材を置いたりして現状のようになっているということです。今回加茂川改修に伴い申請人が移転を余儀なくされ、その方がここに新しく移転先として住宅を建てたいということで申請されました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

今地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

番号23の石井について地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（松林委員）

新しく農業用倉庫を建てたいということで、297㎡の土地を埋め立てて農業用倉庫を建てるという申請です。

地元の改良区ですとか実行組合の同意もありますのでなんら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号23について、地元委員さんから説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして10ページ番号24の尾高について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

2番（福田委員）

今日最初に現地調査で見させていただきました場所でございます。バスが通りましたあの道を市道ですが、拡幅工事をするということで電柱撤去なんかはもう既に完了しておりますが、9月に入ってからだと思っておりますが、道路そのものの本体の工事にはいるということで、資材置場として一時転用したいということで、業者から転用の申請が出ております。

問題ないと思われまして、資材の置場所の確保というのは必要なことですのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号24について、地元委員さんから説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号25、尾高について地元委員さんからの説明をお願いいたします。

2番（福田委員）

この案件は3月の部会で許可を得まして3月31日付けで県の許可がおりましたが、融資にあたり息子さんだけでは融資をすることが出来ないというようなことから取下げになりました。今回改めまして、息子さんが3分の2、お父さんが3分の1持分ということで改めて出し直しということでございますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

番号25について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、議案第20号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

12ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が6件、転貸に係る担い手育成機構借入の設定が6件、それに伴う機構からの転貸が3件ございます。

それでは、14ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号8-1から番号8-6までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

番号8-1は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、718aとなっております。

番号8-2、8-3は、再設定でございます。

番号8-4は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、67aとなっております。

番号8-5は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は439aとなっております。

番号8-6は、再設定でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます

議長（倉敷 敏成委員）

ただ今、事務局から番号 8 - 1 から番号 8 - 6 まで説明がありました。ご意見、質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷 敏成委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして 16 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して 19 ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括して審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

そういたしますと、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、16 ページ農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございますが、19 ページの方と併せてご覧いただきたいと思います。

まず 16 ページですが、番号 8 - 1 から 8 - 3 は再設定でございまして、19 ページの 8 - 1 の農業生産法人に転貸される農地でございます。

それから番号 8 - 4、8 - 5 は、新規の設定で、19 ページですと 8 - 2 の認定農業者に転貸をされる農地でございます。

それから 17 ページ番号 8 - 6 は、こちらも新規の設定で、19 ページ 8 - 3 の認定就農者に転貸される農地でございます。

続きまして、19 ページですが、担い手育成機構が先ほど借り入れた農地を転貸する案件でございます。

番号 8 - 1 は、再設定でございます。

番号 8 - 2 は、認定農業者に転貸する案件で、設定後の経営面積は 142 a でございます。

番号 8 - 3 は、認定就農者に転貸する案件で、設定後の経営面積は 135 a となっております。

以上ご審議をよろしく願いいたします。

議長（倉敷 敏成委員）

担い手育成機構が借り入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございませんかおはかりします。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷 敏成委員)

異議がないようでございますので、決定といたします。

次に22ページの議案第21号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

23ページ、番号1、夜見町について事務局から説明してください。

事務局(松浦主査)

農用地利用計画の一部変更案についてですが、今回、市から意見を求められていますのは、農用地区域からの除外の案件1件です。申請地は夜見町の畑で、面積は93㎡、除外後の用途は、浄化槽の設置いわゆる宅地拡張でございます。

場所につきましては、24ページ申請地中間図にございますが、JR境線の中海側でございます。

申請者はこの農地を昭和50年に相続をいたしまして、5年後の昭和55年に妹さんが自宅を建築するため農地を分筆されて、妹さんに贈与をされたところでございます。

協議地は、残る農地の農業上の利用の効率性も考慮した上で必要最小限の面積・形状となっております。

これにつきまして、市としては、協議地は、JR境線沿いに位置し既存の集落に接続している土地であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮したうえで実施されていることから、土地利用の混在、農地の集団性、農業上の作業の効率性及び担い手の農地利用集積への支障は軽微であるということ、また、汚水・排水は浄化槽に接続してあることから、隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障も軽微であり、農用地区域内ではありますが、計画変更もやむを得ないものと判断されております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(倉敷 敏成委員)

番号1について事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長（倉敷 敏成委員）

異議なしと認めます。

審議事項は以上でございますが、続いて報告事項に移ります。

（１）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について、番号７から番号１２までの６件を受理しています。

続きまして、（２）農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について、番号１０から番号１４までの５件を受理しています。

続きまして、（３）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について番号３の１件を受理しています。

続きまして、（４）非農地現況証明について、番号９から番号１３までの５件を証明しています。

続きまして、（５）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、３１ページから３３ページのとおり３件、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、（６）農地転用現況確認書交付について、番号１４から番号１７までの４件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

はい、そういたしますと報告をいたしますが、お手元の別紙をお願いいたします。

今月の報告は４条関係はございません。別紙のとおり５条関係が６件、すべて諮問どおり許可になりました。その他農業会議からの別に報告事項はございません。以上でございます。

議長（倉敷 敏成委員）

そうしますと本日予定していましたが、議題の追加等はありませんかおはかりいたします。

２番 福田 司委員

よろしいでしょうか。議題ということではないんですが、実は今日現地調査で気が付いたんですが、申請地に札が出されているわけですが、位置が低く、特に尾高のなんか草の陰に隠れていて見えないような。高さがある程度１ｍ２０から１ｍ５０位にしてくださいということは以前からお願いしてあるはずなので、そのことを申請者の方に再度確認しておいてください。

議長（倉敷 敏成委員）

事務局の方で注意をして、誰が来も見てもすぐ分るようにしていただきますようによろしくお願いいたします。

事務局（大許主幹）

徹底するようにいたします。

議長（倉敷 敏成委員）

ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

それではないようですので、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（松浦主査）

お手元の方にお配りしている連絡事項の方をご覧くださいと思います。

（ 1 番農業会議主催の農業委員等特別研修会について、 2 番公務災害保険について、 3 番配布資料「とっとり農業会議情報第 14 号」について説明）

以上でございます。

議長（倉敷 敏成委員）

他にございませんか。ないようでしたらこれをもちまして第 6 5 回農地部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 1 0 分